

熊本県森林整備加速化・林業再生事業資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という施策の実施に必要な経費として、県が造成した基金により利子助成を行う熊本県森林整備加速化・林業再生事業資金（以下「森林整備加速化・林業再生事業資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において森林整備加速化・林業再生事業資金とは、運転資金であり、かつ林業事業者等と地域材を利用する法人等が締結する間伐材の安定取引協定（以下「協定」という。）に基づく間伐材の取引の促進に資する取組に必要な借入金（以下「借入金」という。）で、その金利負担を軽減するため、県が借入者に対し利子助成を行うものをいう。

第3 借入対象者

森林整備加速化・林業再生事業資金の借入対象者は、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき設立された熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会の構成員で、協定を締結する事業者又は協定を締結する事業者と取引を行う事業者とする。

第4 協定

第2の協定には、当該協定を締結する事業者間において原木の種類（樹種及び大きさ等）、取扱量、期間（原則3年間以上）、価格の決定方法、その他必要な事項を定めるものとする。

第5 資金使途

森林整備加速化・林業再生事業資金の使途は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1 協定に係る間伐材の生産に必要な資金であって、立木の購入代金（前渡し金、予約金等を含む）及び作業労賃、電力費、燃料費、輸送費、その他間伐材の生産に必要な経費
- 2 協定に基づく間伐材の引取りに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡し金、予約金等を含む）及び素材の引取りに必要な輸送費
- 3 協定に係る間伐材の加工及び乾燥等を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費、輸送費、その他間伐材の加工及び乾燥等に必要な経費
- 4 協定に基づき間伐材を引き取る事業者が加工する製品の購入代金
- 5 協定に係る間伐材の生産、加工及び流通の推進に伴い、主伐の延期や既存在庫の長期化等による資金回収期間の長期化に対応するために必要な資金（既往借入の借換を含む）
- 6 その他協定に基づく間伐材取引の促進に資する取組について知事が認めるもの

第6 借入先

第2の借入金の借入先は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合、森林組合法第101条第1項第3号の事業を行う森林組合連合会並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

第7 利子助成

森林整備加速化・林業再生事業資金に係る利子助成は、次のとおりとする。

- 1 第2の借入金の上限額は一事業者につき5,000万円以内とする。
- 2 利子助成の額は、次のとおりとする。
 - (1) 第2の借入金で年利率が3.0%を超えるもの
借入金の残高に3.0%を乗じた得た額の3分の2を予算の範囲内で助成する。
 - (2) 第2の借入金で年利率が3.0%以下のもの

借入金の残高に年利率を乗じた得た額の3分の2を予算の範囲内で助成する。

- 3 森林整備加速化・林業再生事業資金に係る利子助成対象は、平成24年3月31日までに係る支払い済みの利息額とする。

第8 利子助成手続等

森林整備加速化・林業再生事業資金の利子助成手続は、次により行うものとする。

- 1 森林整備加速化・林業再生事業資金の利子助成を希望する者(以下「利子助成希望者」という。)は、熊本県森林整備加速化・林業再生事業資金利子助成申請書(別記第1号様式)に間伐材の安定取引協定書の写しを添えて、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前号に規定する書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成希望者に利子助成の承認を通知するものとする。(別記第2号様式)
- 3 利子助成希望者は、前号の通知を受けた後、本資金の借入を行いその利息額を支払ったときは、4月5日又は10月5日までに熊本県森林整備加速化・林業再生事業資金利子助成交付申請書(別記第3号様式)に金銭消費貸借契約書の写し及び利息支払証明書の写しを添えて、知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成金の交付決定及び額の確定を行い、利子助成希望者に通知するものとする。(別記第4号様式)
- 5 利子助成希望者は、前号の通知を受けた場合は、速やかに熊本県森林整備加速化・林業再生事業資金利子助成交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。
ただし、調査等のため特に時日を要するときは、この限りでない。

第9 利子助成の打ち切り等

知事は、森林整備加速化・林業再生事業資金の借入者が、その借入金を借入目的以外に使用したときは、利子助成を打ち切るものとする。

第10 その他

- 1 第2の借入金には、制度融資(国費が投入されている資金)に係る資金は含まない。
- 2 補助残融資は利子助成の対象とはならない。
- 3 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。